

議案第 14 号

橋本市都市公園条例の一部を改正する条例について

橋本市都市公園条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたい
ので、議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 30 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市公園条例の一部を改正する条例

橋本市公園条例(平成18年橋本市条例第195号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(使用料)	
第13条 略	第13条 略
2 市外居住者(大阪府河内長野市及び奈良県五條市居住者を除く。)が条例別表の4(1)①、②ア及びイ(照明設備に限る。)並びに③ア及びイ(照明設備に限る。)、(2)②イ並びに(3)①及び②の施設を利用する場合は、前項の規定により算出した使用料の額に、当該額の5割を加算した額を納入しなければならない。	2 別表の4(1)に規定するプールの回数券(小人1人につき6回分とし、大人は当該回数券2回分で1回利用できるものとする。)の料金は、前項に規定するプールの小人1人につき1回分の使用料に5を乗じた額とする。 3 別表の4(1)に規定するプールの回数券(小人1人につき6回分とし、大人は当該回数券2回分で1回利用できるものとする。)の料金は、前2項に規定するプールの小人1人につき1回分の使用料に5を乗じた額とする。 4 有料施設を利用する者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合における使用料の額は、前3項に規定する使用料の額の3倍に相当する額とする。
3 有料施設を利用する者が入場料又はこれに類する使用料の額の3倍に相当する場合における使用料の額は、前2項に規定する使用料の額の3倍に相当する額とする。	3 有料施設を利用する者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合における使用料の額は、前2項に規定する使用料の額の3倍に相当する額とする。

附則に次の1項を加える。

3 令和3年10月1日から令和8年9月30日までの間においては、社会教育関係団体であつて規則で定めるものが別表の4(3)①の施設を利用する場合における第13条第1項の使用料は、同項の規定にかかるところによる。この場合においては、同条第2項の規定は、適用しない。

住吉運動公園 多目的広場使用料

利用区分	利用時間	使用料
午前	8時から12時まで	300円

午後

12時から17時まで

300円

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。